健康福祉行政の概要

平成３０年度

健やか生活習慣くまもと県民運動
キャラクター「ＡＳＯ坊健太くん」

© 2010 熊本県くまモン

熊本県健康福祉部

目　　次

第１　健康福祉行政の体系

１　健康福祉部の組織機構

（１）健康福祉部組織機構図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

（２）分掌事務

①　本庁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

②　出先機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

２　健康福祉行政に関する法制体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

３　健康福祉部の主な計画等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

４　平成３０年度予算各課別一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

第２　熊本復旧・復興４カ年戦略（健康福祉部関連の概要）

１　「熊本復旧・復興４カ年戦略」策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

２　熊本復旧・復興４カ年戦略（主な事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７

３　「災害に強く誇れる資産を次代につなぎ夢にあふれる新たな熊本の創造」の実現に向けた取組み＜健康福祉部関連＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

第３　健康福祉部各課の事業体系・内容

１　健康福祉政策課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９

２　健康危機管理課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１

３　長寿社会局

（１）高齢者支援課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１

（２）認知症対策・地域ケア推進課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７５

（３）社会福祉課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９１

４　子ども・障がい福祉局

（１）子ども未来課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０３

（２）子ども家庭福祉課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１７

（３）障がい者支援課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３５

５　健康局

（１）医療政策課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７３

（２）国保・高齢者医療課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９１

（３）健康づくり推進課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９７

（４）薬務衛生課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０９

■　他部局における健康福祉関連施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１９

第４　健康福祉部行政機関一覧

１　本庁（健康福祉部）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２５
２　出先機関
（１）広域本部・地域振興局保健福祉環境部（保健所・福祉事務所）・・・・・・・・２２６
（２）その他の出先機関、病院局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２７
３　その他の施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２７
４　附属機関等（法律・条例に基づくもの）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２８
５　各種相談員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３０
（参考１）各市の福祉事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３１
（参考２）熊本市の保健所及び関係施設等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３２

第５　関係団体等

１　健康・福祉関係団体等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３５
２　社会福祉協議会一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４０

第１　健康福祉行政の体系

1　健康福祉部組織機構図

（1）健康福祉部組織機構図

（平成30年4月1日）

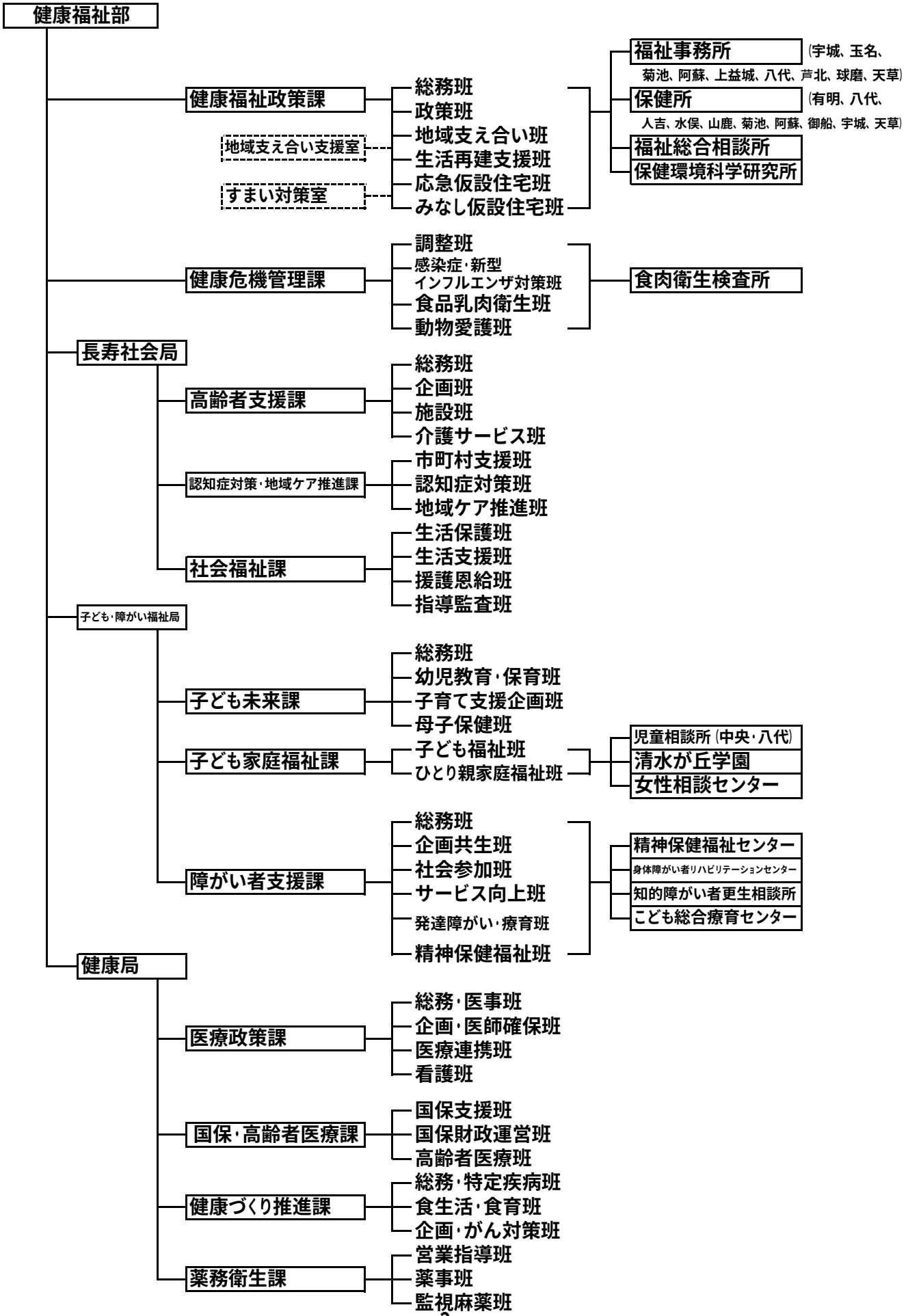

（２）分掌事務

①本庁

課名	分　掌　事　務
健康福祉政策課	1　保健医療福祉施策の企画、調整及び推進に関すること。 2　福祉事務所、保健所、福祉総合相談所、保健環境科学研究所及び総合福祉センターに関すること。 3　社会福祉審議会に関すること。 4　保健、福祉の情報企画に関すること。 5　健康福祉分野の研修の企画及び調整に関すること。 6　厚生統計に関すること（他課の分掌事務に係るものを除く。） 7　地域支え合い支援室に関すること。 (1) 被災者支援に関すること。 (2) 地域福祉の推進に関すること。 (3) 災害救助に関すること。 8　すまい対策室に関すること。 (1) 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与に関すること(土木部建築住宅局住宅課の分掌事務に係るものを除く。)。 (2) その他被災者の住まい確保対策に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。 9　健康福祉部長室に関すること。
健康危機管理課	1　健康危機管理に関すること。 2　感染症に関すること。 3　予防接種に関すること。 4　感染症の診査に関する協議会に関すること。 5　熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例に基づく事務に係る調整等に関すること。 6　食品衛生に関すること。 7　ふぐ取締に関すること。 8　製菓衛生師に関すること。 9　と畜場及び化製場等に関すること。 10　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。 11　狂犬病の予防に関すること。 12　動物の愛護及び管理に関すること。 13　食肉衛生検査所に関すること。

課名		分　掌　事　務
長寿社会局	高齢者支援課	1　高齢者福祉の支援に係る施策の企画・調整に関すること。 2　老人福祉法の施行に関すること。 3　社会福祉法の施行に関すること（老人福祉法に規定する老人福祉施設を経営する事業等に関することに限る。）。 4　高齢者の生きがい及び生活支援に関すること。 5　介護保険法の施行に関すること（認知症対策・地域ケア推進課が所掌する事務を除く。）。 6　その他介護保険の推進に関すること（認知症対策・地域ケア推進課が所掌する事務を除く。）。 7　高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に関すること（高齢者の福祉に関することに限る。）。 8　長寿社会局長に関すること。
	認知症対策・地域ケア推進課	1　認知症対策に関すること。 2　地域ケア体制の構築に関すること。 3　地域支援事業及び地域包括支援センターに関すること。 4　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に関すること。 5　介護保険法を施行する市町村の支援に関すること。 6　介護保険審査会に関すること。 7　介護支援専門員に関すること。 8　その他介護保険の推進に関すること。
	社会福祉課	1　生活保護法の施行に関すること。 2　行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 3　未帰還者及び未帰還者留守家族等の援護に関すること。 4　旧陸海軍の旧軍人旧軍属等及び戦没者遺族の援護に関すること。 5　引揚者援護に関すること。 6　社会福祉法の施行に関すること（他課の分掌事務に係るものを除く。）。 7　社会福祉法人及び社会福祉事業を経営する者の施設に係る指導監査及びその総合調整に関すること。 8　介護保険法第 90 条の規定による報告等に関すること（定期の検査に限る。）。 9　介護保険法第 24 条、第 76 条、第 83 条及び第 115 条の 7 の規定による指定居宅サービス事業者等に対する報告等に関すること（介護老人福祉施設に隣接する事業所に限る。）。 10　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 11 条第 2 項、第 48 条及び第 51 条の 27 第 1 項の規定による指定障害福祉サービス事業等に対する報告等に関すること（指定障害者支援施設及び指定障害者支援施設に隣接する事業所の定期の検査に限る。）。 11　児童福祉法第 24 条の 15 の規定による指定障害児入所施設設置者等に対する報告等に関すること（定期の検査に限る。）。 12　生活困窮者自立支援法の施行に関すること。 13　矯正施設退所者の福祉的支援に関すること。 14　民生委員に関すること。

課名		分　掌　事　務
子ども・障がい福祉局（続く）	子ども未来課	1　少子化対策の推進に関すること。 2　児童福祉法の施行に関すること（子ども家庭福祉課及び障がい者支援課の分掌事務に係るものを除く。）。 3　社会福祉法の施行に関すること（児童福祉法に規定する児童福祉施設（子ども家庭福祉課及び障がい者支援課の分掌事務に係るものを除く。）を経営する事業に関することに限る。）。 4　認定こども園に関すること。 5　私立学校（幼稚園及び幼保連携型認定こども園に限る。）に関すること。 6　次世代育成支援対策推進法の施行に関すること（他課の分掌事務に関するものを除く。）。 7　子ども・子育て支援法の施行に関すること。 8　児童の食生活に関すること。 9　母子保健に関すること。 10　育成医療及び小児慢性特定疾病に関すること。 11　子ども・障がい福祉局長に関すること。
	子ども家庭福祉課	1　児童の福祉に関すること（子ども未来課及び障がい者支援課の分掌事務に係るものを除く。）。 2　母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。 3　児童扶養手当に関すること。 4　児童手当に関すること。 5　社会福祉法の施行に関すること（児童福祉法に規定する児童福祉施設（子ども未来課及び障がい者支援課の分掌事務に係るものを除く。）を経営する事業、並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭日常生活支援事業及び父子家庭日常生活支援事業並びに寡婦日常生活支援事業及び母子・父子福祉施設を経営する事業に関することに限る。）。 6　児童虐待の防止に関すること。 7　子ども・若者育成支援に関すること（他課の分掌事務に関するものを除く。）。 8　売春防止法の施行に関すること。 9　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の施行に関すること。 10　いじめ調査委員会に関すること（県立学校に関するものに限る。）。 11　児童相談所、清水が丘学園及び女性相談センターに関すること。

課名		分　掌　事　務
子ども・障がい福祉局	障がい者支援課	1　障がい保健・福祉に係る施策の企画・調整に関すること。 2　社会福祉法の施行に関すること（児童福祉法 、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する社会福祉事業に関するものに限る。児童福祉法にあっては同法に規定する障害児相談支援事業若しくは障害児入所施設又は児童発達支援センターを経営する事業に関するものに限る。）。 3　精神保健及び精神障がい者の福祉に関すること。 4　精神保健福祉審議会に関すること。 5　障害者施策推進審議会に関すること。 6　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関すること（社会福祉課の分掌事務に係るものを除く。）。 7　身体障害者福祉法の施行に関すること。 8　特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の支給に関すること。 9　知的障がい者の福祉に関すること。 10　心身障害者扶養共済制度に関すること。 11　特別児童扶養手当に関すること。 12　児童の福祉に関すること。 13　発達障害者支援法に関すること。 14　障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の施行に関すること。 15　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に関すること。 16　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に関すること。 17　精神保健福祉センターに関すること。 18　病院局との連絡に関すること。 19　身体障害者リハビリテーションセンターに関すること。 20　身体障害者福祉センターに関すること。 21　知的障害者更生相談所及びこども総合療育センターに関すること。 22　熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例に基づく施策の企画及び調整に関すること。 23　ユニバーサルデザインの推進に関すること。
健康局（続く）	医療政策課	1　地域医療の推進に関すること。 2　救急医療対策に関すること。 3　看護師等修学資金に関すること。 4　病院、診療所、助産所その他医療施設に関すること。 5　医師その他の医療関係者に関すること。 6　死体解剖保存法に関すること。 7　へき地保健医療に関すること。 8　医療審議会及び准看護師試験委員に関すること。 9　健康局長に関すること。

課名		分　掌　事　務
健康局	国保・高齢者医療課	1　国民健康保険法の施行に関すること（保健事業に係るものを除く。）。 2　高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関すること（後期高齢者医療制度に係るものに限る。）。 3　国民健康保険審査会に関すること。 4　後期高齢者医療審査会に関すること。
	健康づくり推進課	1　健康の維持及び増進など健康づくりに関すること。 2　食生活、食育及び栄養指導に関すること。 3　栄養士及び調理師に関すること。 4　食品表示法の施行に関すること（食品表示法第 15 条の規定による権限の委任等に関する政令第 7 条の規定により知事に委任された事務のうち、県民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項に関するものに限る。）。 5　歯科保健に関すること。 6　ハンセン病対策に関すること。 7　原子爆弾被爆者の援護に関すること。 8　難病に関すること。 9　生活習慣病対策の推進に関すること。 10　国民健康保険法の施行に関すること（保健事業に係るものに限る。）。 11　高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関すること（特定健診等に関するものに限る。）。
	薬務衛生課	1　薬事に関すること。 2　毒物及び劇物に関すること。 3　麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚醒剤に関すること。 4　安全な血液製剤の安定供給の確保等に関すること。 5　有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。 6　薬事審議会及び麻薬中毒審査会に関すること。 7　公衆浴場、興行場、旅館業、クリーニング業、理容及び美容に関すること。 8　生活衛生関係営業に関すること。 9　建築物の衛生的環境の確保に関すること。 10　墓地等に関すること。 11　温泉に関すること。 12　生活衛生適正化審議会に関すること。 13　住宅宿泊事業法に関すること。

②出先機関

機関名	分　掌　事　務
広域本部保健福祉環境部（県央広域本部を除く）	1　保健福祉環境行政推進のための企画及び総合調整に関すること。 2　熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の規定による施策の総合調整及び推進に関すること。 3　地域福祉施策の推進及び総合調整に関すること。 4　高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び総合調整に関すること。 5　介護老人保健施設の指導監査に関すること。※ 6　介護員養成研修指定事業者の指定及び指導等に関すること。※ 7　老人福祉施設又は障害者福祉施設を運営する社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する社会福祉施設の運営の指導等に関すること。※ 8　社会福祉協議会に関すること。※ 9　民生委員及び児童委員に関すること。※ 10　子ども・子育て支援法の施行に関すること。※ 11　児童福祉法第 46 条の規定による児童福祉施設（保育所に限る。）の最低基準実施の監督等に関すること。※ 12　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第１９条の規定による幼保連携型認定こども園の検査等に関すること。※ 13　児童福祉施設（保育所に限る。）又は幼保連携型認定こども園を運営する社会福祉法人の運営の指導等に関すること。※ 14　認可外保育施設の調査等に関すること。※ 15　特別児童扶養手当に関すること。※ 16　障害福祉施策の推進及び総合調整に関すること。 17　試験検査施策の推進に関すること（県南広域本部に限る。）。 ※　宇城及び上益城地域振興局については、地域振興局保健福祉環境部の所掌。
地域振興局保健福祉環境部（続く）	1　保健福祉環境行政推進のための企画及び調整に関すること。 2　地域保健医療計画等の地域計画の調整に関すること。 3　災害救助に関すること。 4　熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の規定による施策の調整及び推進に関すること。 5　交通安全対策に関すること。 6　青少年の保護及び育成に関すること。 7　消費生活に関すること。 8　地域福祉施策の推進及び調整に関すること。 9　市町村が実施する老人福祉、身体障がい者福祉、知的障がい者福祉及び知的障がい児福祉の措置等に係る連絡調整等（熊本県福祉総合相談所の所掌に係るものを除く。）に関すること。 10　高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び調整に関すること。 11　行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 12　母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け並びにその償還に関すること。 13　国民健康保険に関すること（保健事業に係るものを除く。）。 14　旧軍人、軍属等及びその遺族の援護に関すること。

機関名	分　掌　事　務
地域振興局保健福祉環境部	15 保護を要する女子に関する相談及び指導並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の自立支援に関すること。 16 障害福祉施策の推進及び調整に関すること。 17 その他社会福祉に関すること。 18 衛生環境施策の推進に関すること。 19 住宅宿泊事業法第１７条第１項又は第４５条第２項の規定による立入検査又は質問に関すること。 20 地域保健施策の推進に関すること。 21 食生活及び食育に関すること。
福祉事務所	1 生活保護に関すること。 2 児童及び妊産婦の福祉並びに児童虐待の防止に関すること。 3 母子家庭等及び寡婦の福祉に関すること。 4 婦人の保護及び更生に関すること。 5 社会福祉統計に関すること。 6 生活困窮者の自立支援に関すること。 7 その他社会福祉に関すること。
保健所（続く）	1 衛生関係の広報及び衛生教育に関すること。 2 人口動態統計及び保健統計に関すること。 3 地域保健に係る情報管理、調査研究、企画調整、市町村支援・連絡調整・教育研修及び各種相談に関すること。 4 医事関係の試験及び免許に関すること。 5 医療施設の許認可及び監視指導に関すること。 6 医療法人に関すること。 7 地域医療対策に関すること。 8 地域保健医療推進協議会に関すること。 9 健康危機管理に係る調整及び他課に属しない健康危機管理に関すること。 10 入浴施設（社会福祉施設等に係るものに限る。）におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関すること。 11 介護保険の要介護認定業務の技術的支援等に関すること。 12 温泉、食品衛生及び食中毒に関すること。 13 狂犬病の予防、動物の愛護及び管理に関すること。 14 と畜場、死亡獣畜処理等並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。 15 興行場、公衆浴場、旅館、理容、美容及びクリーニングに関すること。 16 墓地、埋葬等に関すること。 17 薬事、毒物、劇物、麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚醒剤に関すること。 18 献血に関すること。 19 水道に関すること。 20 住宅、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境衛生に関すること。 21 水質汚濁、大気汚染、騒音、振動及び悪臭に関すること。 22 建築物の衛生管理、遊泳用プール及び浄化槽に関すること。 （続く）

機関名	分　掌　事　務
保健所	23 地下水の保全に関すること。 24 ダイオキシン類に関すること。 25 フロン類の排出の抑制に関すること。 26 公害防止管理者等に関すること。 27 土壌汚染に関すること。 28 精神保健及び精神障がい者の福祉に関すること。 29 障がい者の自立支援給付に係る障害程度区分認定の技術的支援等に関すること。 30 保健師、助産師及び看護師に関すること。 31 へき地保健医療に関すること。 32 国民健康保険に関すること（保健事業に係るものに限る。）。 33 母性及び乳幼児の保健指導に関すること。 34 難病に関すること。 35 集団検診等に関すること。 36 医療社会事業に関すること。 37 老人保健に関すること。 38 生活習慣病に関すること。 39 歯科疾患の予防及び予防的治療に関すること。 40 栄養指導並びに栄養士及び調理師に関すること。 41 食品に関する表示に関すること(健康の増進に係るものに限る。)。 42 原子爆弾被爆者の援護に関すること。 43 感染症、結核に関すること。 44 衛生上の各種試験及び検査に関すること 45 予防接種、検疫に関すること 46 水俣病被認定者家庭療養指導に関すること（水俣保健所及び天草保健所に限る。）。 47 その他健康の保持及び増進に関すること。
福祉総合相談所（続く）	1 児童に関する相談、調査及び指導に関すること。（※１） 2 指定障害児入所施設等の入所等に関すること。 3 要保護児童の措置及び一時保護に関すること。（※１） 4 児童虐待に関する相談、調査及び指導に関すること。（※１） 5 保護を要する女子に関する相談、調査、指導及び一時保護に関すること。 6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第３条第３項に規定する配偶者暴力相談支援センター業務に関すること。 7 身体障がい者及び知的障がい者の障害者支援施設等への入所等に係る市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助及びこれらに付随する業務に関すること。（※２） 8 身体障がい者及び知的障がい者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。（※２） 9 身体障害者手帳及び療育手帳に関すること。（※２） 10 身体障がい者の自立支援医療を担当させる医療機関の指定等に関すること。（※２） 11 児童及びその家庭の医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定に関すること。 （続く）

機関名	分　掌　事　務
福祉総合相談所	12 保護を要する女子及びその家庭の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。 13 身体障害者の心理学的判定に関すること。 14 知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。 15 補装具に関すること。（※２） 16 一時保護所の運営に関すること。 （※１）児童の福祉（一時保護を除く）に関する管轄区域は、熊本市及び八代児童相談所の管轄区域以外。 （※２）身体障がい者福祉及び知的障がい者福祉に関する管轄区域は、熊本市を除く。
保健環境科学研究所	１ 細菌学的、ウィルス学的、血清学的その他の臨床病理学的試験検査及び調査研究に関すること。 ２ 医薬品、化粧品、衛生用具、食品その他の生活衛生に係る試験検査及び調査研究に関すること。 ３ 大気汚染、悪臭、騒音、振動その他の大気環境に係る試験検査及び調査研究に関すること。 ４ 水質汚濁、地下水及びその他の水質環境に係る試験検査及び調査研究に関すること。 ５ 保健所その他の保健衛生施設の臨床病理、生活衛生、大気環境、水質環境に係る試験検査及び調査研究の研修指導に関すること。
八代児童相談所	１ 指定障害児入所施設等の入所等に関すること。 ２ 要保護児童の措置及び一時保護に関すること。 ３ 児童虐待に関する相談、調査及び指導に関すること。 ４ 専門的判定及びこれに伴う指導に関すること。 ５ 児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応ずること。 ※　管轄区域は、八代市、八代郡、水俣市、葦北郡、人吉市、球磨郡
清水が丘学園	１ 自立支援を要する児童の入退園に関すること。 ２ 児童の生活指導、職業指導及び家庭環境の調整に関すること。
精神保健福祉センター	１ 精神保健及び精神障がい者の福祉に関する技術指導、技術援助、教育研修、広報普及、調査研究、相談に関すること。 ２ 協力組織の育成に関すること。 ３ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第 12 条に規定する精神医療審査会の事務に関すること。 ４ 精神保健福祉法第 45 条第 1 項の精神保健福祉手帳に関すること。 ５ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 22 条第 1 項の規定により市町村が行う支給要否決定に係る相談に関すること。 ６ 障害者総合支援法第 52 条第 1 項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関すること。

機関名	分　掌　事　務
こども総合療育センター	1　障害のある児童等の診療、療育及び看護に関すること(地域療育部の所掌に係る事務を除く。)。 2　外来に係る診療、療育及び看護に関すること。 3　臨床試験及び検査に関すること。 4　調剤及び投薬に関すること。 5　障害のある児童の入退所に関すること。 6　センター内の保健衛生に関すること。 7　薬品(麻薬を含む。)の管理に関すること。 8　医学の研究に関すること。 9　地域療育の推進に関すること。 10　障害のある児童等の通園療育に関すること。 11　障害のある児童等の相談に関すること。
食肉衛生検査所	1　と畜場及び食鳥処理場に関すること。 2　食肉の衛生に関すること。 3　可検物の検査に関すること。

【参考】　病院局

こころの医療センター	1　精神科医療の提供に関すること。 ○　精神保健福祉法第 29 条に該当する患者〈いわゆる措置入院〉の受入れに関すること。 ○　民間病院等で対応困難な患者の治療に関すること。 ○　精神科救急医療に関すること。 ○　結核精神合併症、アルコール依存症などの専門治療に関すること。 ○　身体合併症の診断・治療に関すること。 ○　夜間外来、訪問看護（医療）に関すること。 ○　作業療法、精神科デイ・ケアに関すること。

2　健康福祉行政に関する法制体系

＊：社会福祉六法

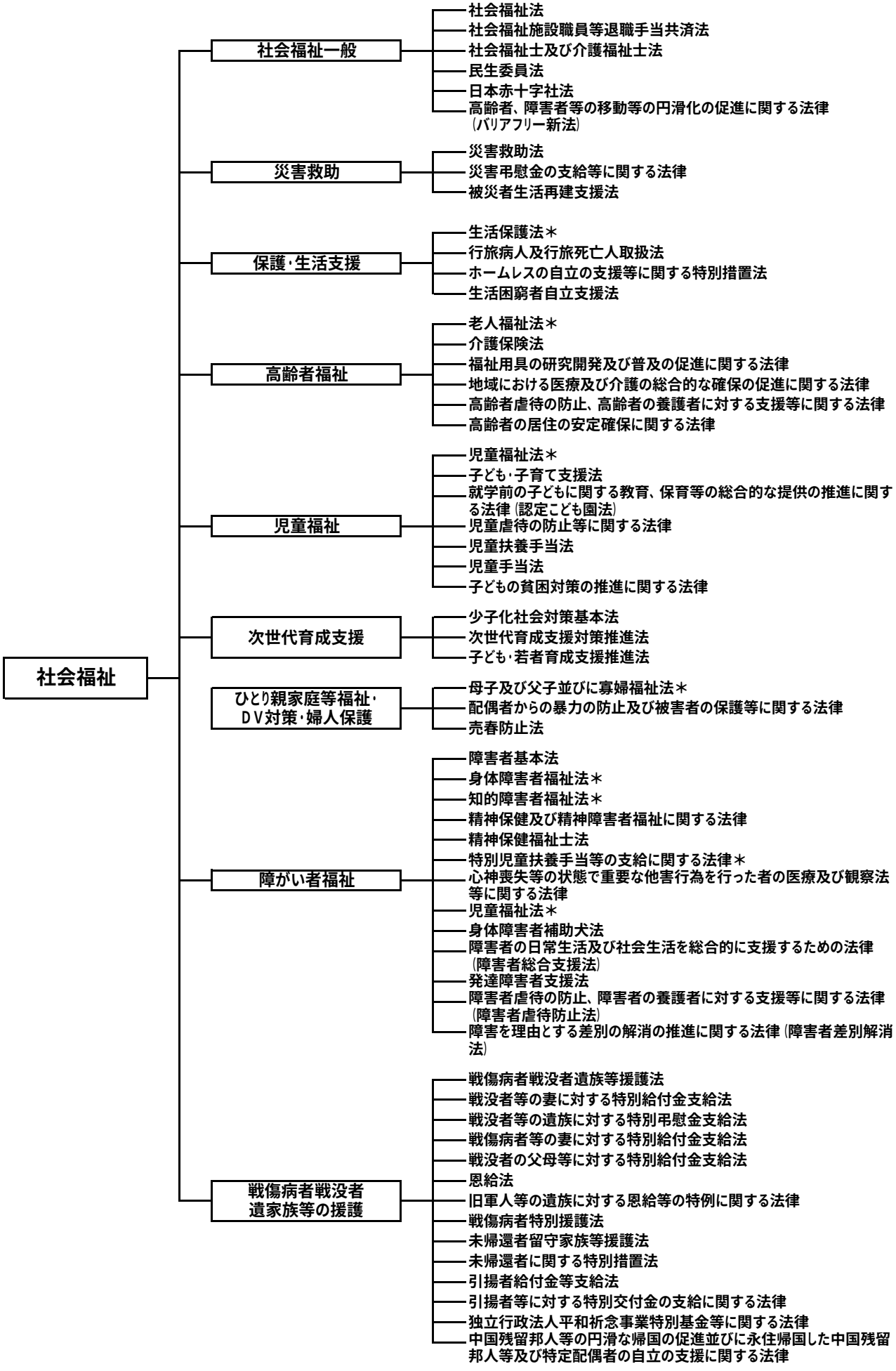

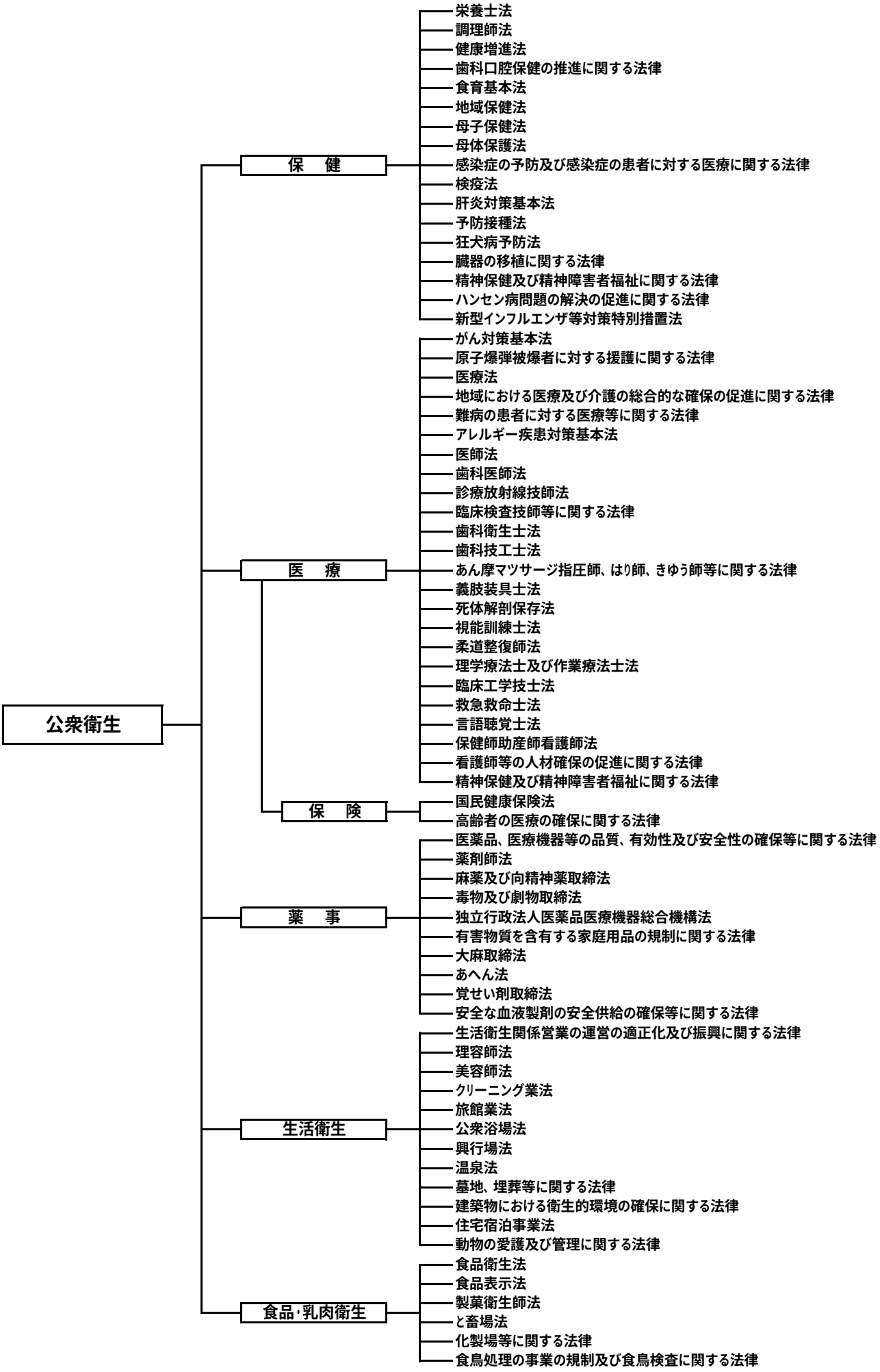
公衆衛生
保　健
栄養士法
調理師法
健康増進法
歯科口腔保健の推進に関する法律
食育基本法
地域保健法
母子保健法
母体保護法
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
検疫法
肝炎対策基本法
予防接種法
狂犬病予防法
臓器の移植に関する法律
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律
新型インフルエンザ等対策特別措置法
医　療
がん対策基本法
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
医療法
地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律
難病の患者に対する医療等に関する法律
アレルギー疾患対策基本法
医師法
歯科医師法
診療放射線技師法
臨床検査技師等に関する法律
歯科衛生士法
歯科技工士法
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律
義肢装具士法
死体解剖保存法
視能訓練士法
柔道整復師法
理学療法士及び作業療法士法
臨床工学技士法
救急救命士法
言語聴覚士法
保健師助産師看護師法
看護師等の人材確保の促進に関する法律
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
保　険
国民健康保険法
高齢者の医療の確保に関する法律
薬　事
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
薬剤師法
麻薬及び向精神薬取締法
毒物及び劇物取締法
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
大麻取締法
あへん法
覚せい剤取締法
安全な血液製剤の安全供給の確保等に関する法律
生活衛生
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
理容師法
美容師法
クリーニング業法
旅館業法
公衆浴場法
興行場法
温泉法
墓地、埋葬等に関する法律
建築物における衛生的環境の確保に関する法律
住宅宿泊事業法
動物の愛護及び管理に関する法律
食品･乳肉衛生
食品衛生法
食品表示法
製菓衛生師法
と畜場法
化製場等に関する法律
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

３　健康福祉部の主な計画等一覧

■主な計画（一覧）

１　熊本県保健医療計画（第７次）
１の２　熊本県地域医療構想
２　熊本県地域福祉支援計画（第３期）
３　熊本県食品衛生監視指導計画
４　熊本県動物愛護推進計画（第３次）
５　熊本県感染症予防計画
６　熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画
７　第一次熊本県肝炎対策中期計画
８　熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画（第７期）～長寿・安心・くまもとプラン～
９　熊本県高齢者居住安定確保計画（第２期）～くまもと・長寿・あんしん・住まいプラン～
10　熊本県地域ケア体制整備構想
11　くまもと子ども・子育てプラン（熊本県子ども・子育て支援事業支援計画、熊本県次世代育成支援行動計画）
12　熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第３次）
13　熊本県ひとり親家庭等自立促進計画（第３期）
14　熊本県家庭的養護推進計画
15　熊本県障がい者計画（第５期）～くまもと障がい者プラン～
16　熊本県障がい福祉計画（第５期）（熊本県障がい児福祉計画（第１期））
17　熊本県工賃向上３か年計画
18　熊本県やさしいまちづくり推進指針
19　熊本県自殺対策行動計画（第２期）
20　医療介護総合確保促進法に基づく県計画
21　熊本県における医療費の見通しに関する計画（第３期）
22　熊本県国民健康保険運営方針
23　第４次くまもと 21 ヘルスプラン（熊本県健康増進計画）
24　熊本県がん対策推進計画（第３次）
25　熊本県歯科保健医療計画（第４次）
26　熊本県健康食生活・食育推進計画（第３次）

（参考）平成３０年度中に、見直し予定の主な計画

・熊本県高齢者居住安定確保計画（第２期）（中間見直し）
・熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第３次）
・熊本県ひとり親家庭等自立促進計画（第３期）

■主な計画（概要）

1　熊本県保健医療計画（第７次）

策定時期	平成３０年３月	期間	平成３０年度～平成３５年度
根拠法令	医療法第３０条の４		
概要	地域の実情に応じて、各都道府県が医療提供体制の確保を図ることを目的として定める計画 〇基本目標 ： 安全安心な暮らしに向けた、一人ひとりの健康づくりと地域における保健医療の提供 〇計画に定めている事項 ・二次保健医療圏の設定、病床区分ごとの基準病床数 ・生涯を通じた健康づくり、地域で安心して暮らせる保健医療の提供、地域の保健医療を支える人材の確保・育成、健康危機に対応した体制づくり		

1の２　熊本県地域医療構想（熊本県保健医療計画の一部）

策定時期	平成２９年３月	期間	平成２９年度～
根拠法令	医療法第３０条の４		
概要	平成２８年熊本地震からの復旧・復興、２０２５（平成３７）年に団塊の世代が７５歳以上となる高齢社会を迎えることによる急激な医療・介護ニーズの変化・増大への対応等の課題を踏まえ、将来（２０２５年）の医療提供体制の確保を図ることを目的として次の事項について定める構想 ・構想区域 ・病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量 ・将来の居宅等における医療の必要量 ・目指すべき医療提供体制を実現するための施策		

2　熊本県地域福祉支援計画（第３期）

策定時期	平成２８年３月	期間	平成２８年度～平成３２年度
根拠法令	社会福祉法第１０８条		
概要	「地域の力で共に築く　くまもと型福祉のまちづくり」を目指して、⑴地域の縁がわづくり（誰もが気軽に利用・交流できる地域拠点の普及・充実）、⑵地域の結いづくり（見守り声かけ等の地域の支え合い活動の推進）、⑶地域のしごとおこし（福祉からの起業化）、⑷ 安心の礎づくり（地域福祉を支える担い手の育成、住民の視点に立った仕組みづくり等）、 ⑸ 地域福祉のビジョンづくり（市町村の地域福祉計画や市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画づくりへの支援）を推進する。		

3　熊本県食品衛生監視指導計画

策定時期	平成３０年３月	期間	平成３０年度（年度毎策定）
根拠法令	食品衛生法第２４条		
概要	地域の実情等を踏まえ、重点的かつ効果的な監視指導を行うことを目的に策定。広域に流通する食品の各種検査の実施、製造施設における衛生管理や適正表示の監視指導、農林畜水産物の残留農薬等検査などについて、重点的な取り組みを実施する。		

4　熊本県動物愛護推進計画（第３次）

策定時期	平成３０年３月	期間	平成３０年度～平成３９年度
根拠法令	動物の愛護及び管理に関する法律第６条		
概要	動物の愛護及び管理に関する法律第６条に基づき、本県の動物愛護及び管理に関する施策を推進するための計画として策定。「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」の実現を目標に、「犬猫の殺処分ゼロを目指す」取組みの方向性を明確にし、飼い主、県民、獣医師会、動物愛護団体、ボランティア、動物取扱業者及び行政の各関係者が協働して動物愛護に取組むこととしている。		

5　熊本県感染症予防計画

策定時期	平成２２年３月（一部改定）	期間	平成２２年３月～
根拠法令	感染症法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）第１０条		
概要	感染症の発生予防とまん延防止、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供、病原体等の検査体制の確立、人材育成、県民に対する啓発や知識の普及を行うとともに、県と国及び市町村等との連携のもとに、適切かつ効果的な感染症対策を推進するための基本方向を示す。		

6　熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画

策定時期	平成２５年１２月（改定）	期間	平成２６年１月～
根拠法令	新型インフルエンザ等対策特別措置法		
概要	新型インフルエンザの感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済を破綻に至らせないことを目的とした計画。 新型インフルエンザの発生状況を「未発生期」、「海外発生期」、「県内未発生期」、「県内発生早期」、「県内感染期」、「小康期」に区分し、段階毎に適切に対策を講じることとしている。		

7　第一次熊本県肝炎対策中期計画

策定時期	平成２９年５月	期間	平成２８年度～平成３２年度
根拠法令	肝炎対策の推進に関する基本的な指針の全部を改正する件について（平成28年6月30日付け、健発0630第1号）		
概要	ウイルス性肝炎対策を実施することにより、県民の健康面における安心・安全を図ることを目的とした計画。 「体制整備」、「肝炎ウイルス検査」、「医療費助成」及び「普及啓発」を施策の柱とし、主要施策の順位づけを行うなど、効率的かつ適切に対策を講じることとしている。		

8　熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画（第７期）～長寿・安心・くまもとプラン～

策定時期	平成３０年３月	期間	平成３０年度～平成３２年度
根拠法令	老人福祉法第２０条の９、介護保険法第１１８条		
概要	高齢者が住み慣れた地域において、できるだけ健やかで自立した生活ができるよう、介護保険制度の円滑な運営を図りながら、高齢者福祉施策を総合的に推進するための計画であり、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業支援計画」を一体化したものとして策定。市町村が策定する「高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」において定める取組みなどを支援する性格を有しつつ、それらの市町村計画との連携を図っている。		

9　熊本県高齢者居住安定確保計画（第２期）～くまもと・長寿・あんしん・住まいプラン～

策定時期	平成２７年３月	期間	平成２７年度～平成３２年度
根拠法令	高齢者の居住の安定確保に関する法律第４条		
概要	高齢化が急速に進展する中、生活の基盤となる「住まい」について、高齢者が多様なニーズに応じた居住の場を選択できるようにするとともに、住み慣れた地域で安全に安心して暮らすことができる環境の整備を図る必要があることから土木部と健康福祉部が連携し、総合的に施策を推進するために策定。		

10　熊本県地域ケア体制整備構想

策定時期	平成２０年３月	期間	平成２０年４月～
根拠法令	療養病床の再編成を踏まえた「地域ケア整備構想（仮称）」の策定について（平成 18 年８月 25 日付け医総発第 0825001 号、老総発第 0825001 号、保総発第 0825001 号厚生労働省医政局、老健局、保険局総務課長通知）		
概要	医療制度改革の一環として、療養病床の再編成が進められている状況を踏まえ、将来的な介護等のニーズや社会資源の状況等に即した「地域ケア体制」の整備を推進することを目的に策定。 地域の様々な資源を統合した包括的なケアの提供、高齢者向けの住まいや見守りなど、高齢者を支援する体制の確立を目指す。 本構想を踏まえ、医療計画、医療費適正化計画（熊本県における医療費の見通しに関する計画）及び介護保険事業支援計画を段階的に策定する。 本構想は、第４期（平成２１年度～２３年度）熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画（平成 21 年 3 月策定）から当該計画に反映させているところ。		

11　くまもと子ども・子育てプラン（熊本県子ども・子育て支援事業支援計画、熊本県次世代育成支援行動計画）

策定時期	平成２７年３月	期間	平成２７年度～平成３１年度
根拠法令	子ども・子育て支援法第６２条第１項、次世代育成支援対策推進法第９条第１項		
概要	地域における幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図り、地域の実情に応じて、子育て支援を総合的に推進できる体制を整備していくことを目的とした計画。 「安心して子どもを生み育てることができる地域社会」等２つの基本目標を掲げ、「子どもの視点に立った支援」など５つの基本的視点に沿って、教育・保育等の推進や保護や援助を必要とする子どもへの支援等に取り組む。		

12　熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第３次）

策定時期	平成２６年３月	期間	平成２６年度～平成３０年度
根拠法令	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第２条の３第１項		
概要	男女がともに人権を尊重され、配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現を基本理念とし、これまでの取組みと課題を踏まえ、①暴力の防止及び抑止に向けた取組みの推進、②発見・相談体制の強化、③被害者の安全な保護体制の充実、④被害者の自立支援に向けた環境整備、⑤関係機関との連携・協働の５つの施策を推進していく。		

13　熊本県ひとり親家庭等自立促進計画（第３期）

策定時期	平成２６年３月	期間	平成２６年度～平成３０年度
根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法第１２条		
概要	「ひとり親家庭等が自立し安心して生活できる環境づくりの推進」を基本理念とし、就業や子育ての支援、子ども達の学習の支援などひとり親家庭等の自立に向けた総合的な施策を推進する。		

14　熊本県家庭的養護推進計画

策定時期	平成２７年３月	期間	平成２７年度～平成４１年度
根拠法令	児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について（平成 24 年 11 月 30 日付け雇児発 1130 第３号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）		
概要	社会的養護を必要とする子どもたちが、より家庭的な養育環境の中で、安心して暮らしていけるよう、今後１５年間で、児童養護施設や乳児院等の初規模化や里親・ファミリーホームの増加等を図り、本体施設、グループホーム、里親等の割合を３分の１ずつにしていく。		

15　熊本県障がい者計画（第５期）～くまもと障がい者プラン～

策定時期	平成２７年３月	期間	平成２７年度～平成３２年度
根拠法令	障害者基本法第１１条第２項		
概要	「障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現」を計画の目指す姿として掲げ、８分野からなる分野別施策のもとで、障がい者施策の総合的な推進を図る。平成３０年３月に中間見直しを実施。		

16　熊本県障がい福祉計画（第５期）（熊本県障がい児福祉計画（第１期））

策定時期	平成３０年３月	期間	平成３０年度～平成３２年度
根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第８９条　児童福祉法第３３条の２２		
概要	障がいのある人の自立した地域生活を支援するため、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業及び障害児通所支援等の提供体制を計画的に確保する。 特に、障がいのある人の地域生活、一般就労への移行や、地域での生活を支援する拠点等及び障害児通所支援等の提供体制を整備するため数値目標を掲げ、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保、充実を図る。		

17　熊本県工賃向上３か年計画

策定時期	平成３０年８月	期間	平成３０年度～平成３２年度
根拠法令	「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針		
概要	就労継続支援Ｂ型事業所等の利用者の工賃向上を図るため、工賃向上計画を策定し、各年度の目標工賃を設定するとともに、工賃向上に向けて以下のような取組を実施する。 ①県、市町村、国の機関等の障害者就労施設等からの優先調達を推進するための展示・商談会等の開催 ②大型商業施設等での販売会、農福マルシェ等の開催 ③就労継続支援Ｂ型事業所等の経営改善、商品等の開発・販路拡大、農業と福祉の連携等を図るための施設の管理者及び実務者向けの各種研修会の開催や、専門アドバイザーの派遣		

18　熊本県やさしいまちづくり推進指針

策定時期	平成２９年７月	期間	平成２９年度から概ね３年程度
根拠法令	熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例		
概要	条例の理念や基本方針に基づき、熊本地震からの復旧・復興において、早い段階からやさしいまちづくりの視点を導入した施策を総合的に推進するための指針。障壁除去のための５分野、６３施策を推進することとしており、具体的な推進方向は次のとおり。 １　意識・行動上の障壁除去 ２　移動・施設利用上の障壁除去 ３　情報提供・コミュニケーションに関する障壁除去 ４　生命財産を守るための障壁除去 ５　社会の一員として能力を発揮するための障壁除去		

19　熊本県自殺対策推進計画（第２期）

策定時期	平成２９年３月	期間	平成２９年度～平成３４年度
根拠法令	自殺対策基本法第１３条		
概要	自殺対策の充実強化を図るため、様々な分野の機関や団体がそれぞれの役割を担い、連携して取り組むための自殺対策の指針として策定した計画。 同計画に基づき計画的・体系的に対策を進め、なお一層自殺者の減少を目指す。		

20　医療介護総合確保促進法に基づく県計画

策定時期	平成３０年９月	期間	平成３０年度（年度毎策定）
根拠法令	医療介護総合確保促進法第４条		
概要	国が定める「総合確保方針」に即して、かつ、地域の実情に応じて、地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業を実施するために毎年度定める計画。		

21　熊本県における医療費の見通しに関する計画（第３期）

策定時期	平成３０年３月	期間	平成３０年度～平成３５年度
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律第９条第１項		
概要	医療費を取り巻く現状と課題を踏まえ、将来的な医療費が過度に増加しないための施策及び目標や医療費の見通しを定めた計画を定めたもの。		

22　熊本県国民健康保険運営方針

策定時期	平成３０年３月	期間	平成３０年度～平成３２年度
根拠法令	国民健康保険法第82条の2		
概要	県と県内市町村が一体となって、国保の事業運営を共通認識の下で実施するとともに、市町村の事務の広域化や効率化を推進することができるよう、県と市町村が国保を共同運営するための統一的な方針を定めたもの。		

23　第４次くまもと 21 ヘルスプラン（熊本県健康増進計画）

策定時期	平成３０年３月	期間	平成３０年度～平成３５年度
根拠法令	健康増進法第８条		
概要	健康増進法に基づき、国の「健康日本２１（第２次）」と整合性を図り策定した、本県の健康づくりの基本計画。 「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」を目標に、糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症予防と重症化予防対策等の健康づくり施策を計画的に推進していく。		

24　熊本県がん対策推進計画（第３次）

策定時期	平成３０年３月	期間	平成３０年度～平成３５年度
根拠法令	がん対策基本法第１２条		
概要	がん対策基本法に基づき国が策定する「がん対策推進基本計画」を基本とし、本県におけるがん対策の基本的方向について定めたもの。 「がん予防」、「がん医療の充実」、「がんとの共生」の３つを柱として、分野別施策と個別目標を掲げ、本県のがん対策を総合的かつ計画的に推進していく。		

25　熊本県歯科保健医療計画（第４次）

策定時期	平成３０年３月	期間	平成３０年度～平成３５年度
根拠法令	歯科口腔保健の推進に関する法律第１３条第１項 熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例第１１条第１項		
概要	「熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例」（平成２２年１１月施行）の基本理念に基づき、県民の生涯にわたる歯及び口腔の健康づくりの着実な実現に向けて、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた具体的な歯科保健医療施策展開の方向性や目標を示すとともに、行政機関、保健医療福祉関係機関・団体等が一体となって取り組む基本計画。		

26　熊本県健康食生活・食育推進計画（第３次）

策定時期	平成３０年３月	期間	平成３０年度～平成３５年度
根拠法令	食育基本法第１７条第１項		
概要	「食」は生命と健康の基本との認識のもと、県民及び多様な関係者が協働して、県民主役の地域に根ざした食育を推進するための「食に関する総合計画」として策定した計画。 県民一人ひとりが、食の安全に関する知識や望ましい食習慣を身につけるとともに、地域の産物や食文化についての理解を深め、健全で豊かな食生活を送る能力を育むことを目的としている。		

健康福祉部が策定している各種計画等一覧

（年度）

	計画等の名称	所管課・室	根拠法など	義務・任意
1	熊本県保健医療計画 熊本県地域医療構想	健康福祉政策課 医療政策課	医療法	義務
2	熊本県地域福祉支援計画	健康福祉政策課	社会福祉法	義務
3	熊本県食品衛生監視指導計画	健康危機管理課	食品衛生法	義務
4	熊本県動物愛護推進計画	健康危機管理課	動物の愛護及び管理に関する法律	義務
5	熊本県感染症予防計画	健康危機管理課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	義務
6	熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画	健康危機管理課	新型インフルエンザ等対策特別措置法	義務
7	第一次熊本県肝炎対策中期計画	健康危機管理課	通知	任意
8	熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画 ～長寿・安心・くまもとプラン～	高齢者支援課	老人福祉法第20条の9 介護保険法第118条	義務
9	熊本県高齢者居住安定確保計画 ～くまもと・長寿・あんしん・住まいプラン～	高齢者支援課、住宅課	高齢者の居住の安定確保に関する法律	任意
10	熊本県地域ケア体制整備構想	認知症対策・地域ケア推進課	通知	任意
11	くまもと子ども・子育てプラン ・熊本県子ども・子育て支援事業支援計画 ・熊本県次世代育成支援行動計画	子ども未来課	子ども・子育て支援法 次世代育成支援対策推進法	義務
12	熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画	子ども家庭福祉課	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	義務
13	熊本県ひとり親家庭等自立促進計画	子ども家庭福祉課	母子及び父子並びに寡婦福祉法	任意
14	熊本県家庭的養護推進計画	子ども家庭福祉課	通知	任意

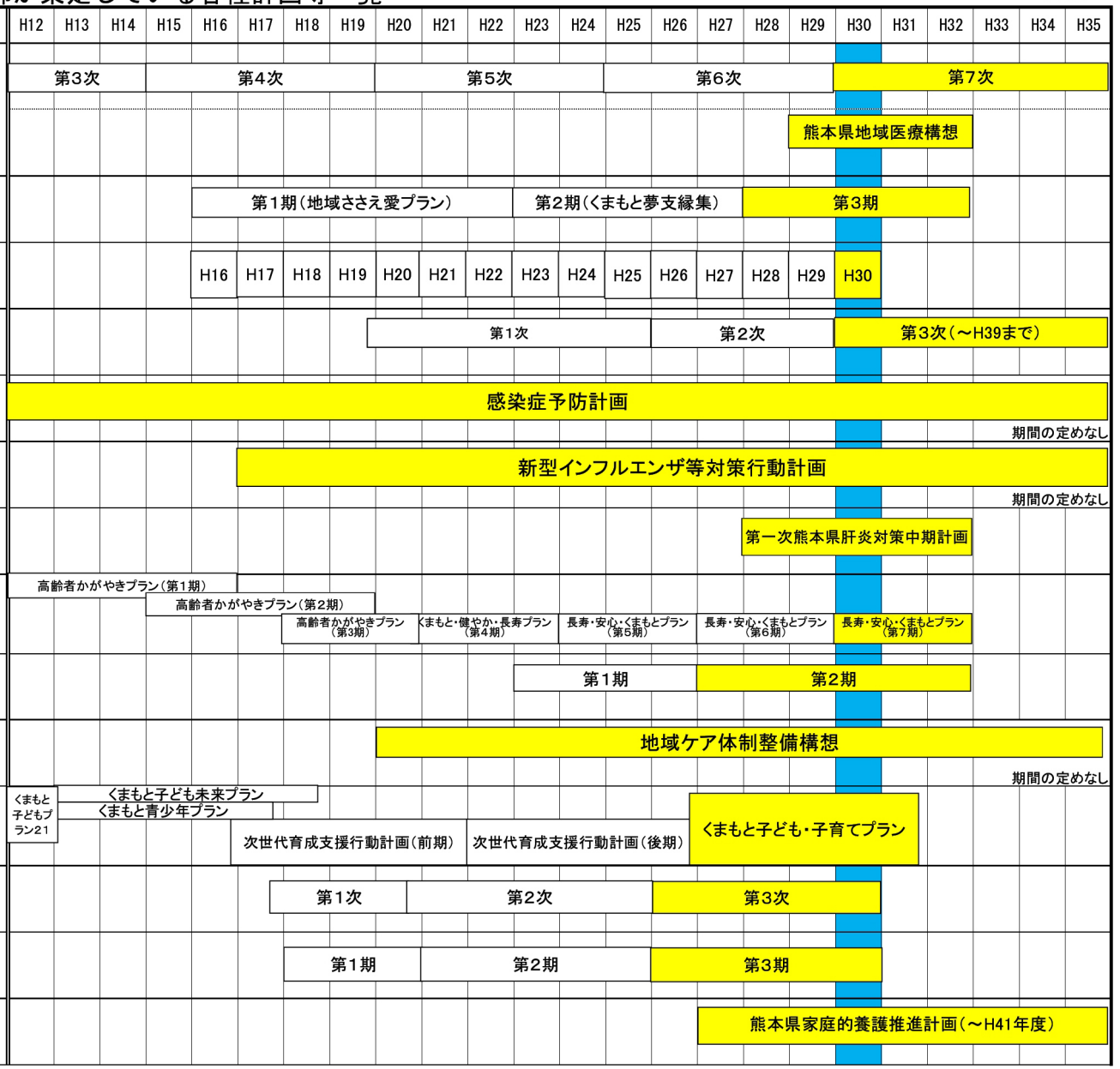

健康福祉部が策定している各種計画等一覧

（年度）

	計画等の名称	所管課・室	根拠法など	義務・任意	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
15	熊本県障がい者計画 ～くまもと障がい者プラン～	障がい者支援課	障害者基本法	義務	障害者福祉行動計画	第２期		第３期									第４期				第５期							
16	熊本県障がい福祉計画 （熊本県障がい児福祉計画）	障がい者支援課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 児童福祉法	義務							第１期			第２期			第３期			第４期			第５期 第１期 障がい児福祉計画					
17	熊本県工賃向上３か年計画	障がい者支援課	「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針	任意								工賃アップ推進計画					工賃向上3か年計画			工賃向上3か年計			工賃向上3か年計画					
18	熊本県やさしいまちづくり推進指針	障がい者支援課	熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例	任意	熊本県やさしいまちづくり推進計画（第１期）			熊本県やさしいまちづくり推進計画 （第２期）								熊本県やさしいまちづくり推進計画 （第３期）							推進指針					
19	熊本県自殺対策推進計画	障がい者支援課	自殺総合対策大綱	義務												第１期							第２期					
20	医療介護総合確保促進法に基づく県計画	医療政策課	医療介護総合確保促進法第４条	任意																H27	H28	H29	H30					
21	熊本県における医療費の見通しに関する計画	国保・ 高齢者医療課	高齢者の医療の確保に関する法律	義務										第１期						第２期				第３期				
22	熊本県国民健康保険運営方針	国保・ 高齢者医療課	国民健康保険法	義務																			H30～H32					
23	熊本県健康増進計画	健康づくり推進課	健康増進法	義務	くまもと21ヘルスプラン推進プログラム（行動指針）			第１次						第２次						第３次				第４次				
24	熊本県がん対策推進計画	健康づくり推進課	がん対策基本法	義務										第１次 アクションプラン						第２次				第３次				
25	熊本県歯科保健医療計画	健康づくり推進課	熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例	義務							第１次					第２次				第３次				第４次				
26	熊本県健康食生活・食育推進計画	健康づくり推進課	食育基本法	義務								食育推進計画（第１次）					健康食生活・食育推進計画（第２次）						健康食生活・食育推進計画（第３次）				

※【義務・任意】…義務：法令（法律・政令）で策定が義務付けられているもの／任意：義務以外のもの

4　平成30年度当初予算課別一覧表

健 康 福 祉 部

一般会計

（単位:千円）

課　　名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
健康福祉政策課	20,679,620	24,878,044	−4,198,424	11,524,722	170,000	2,497,382	6,487,516
健康危機管理課	1,335,538	1,326,038	9,500	264,853	100,000	207,860	762,825
高齢者支援課	2,176,170	2,719,434	−543,264	61,273	140,000	1,160,466	814,431
認知症対策・ 地域ケア推進課	26,923,385	26,453,371	470,014	53,670		238,819	26,630,896
社会福祉課	5,197,841	5,578,231	−380,390	3,115,514		97,835	1,984,492
子ども未来課	21,408,066	16,437,298	4,970,768	1,521,301	90,000	655,543	19,141,222
子ども家庭福祉課	9,679,746	9,512,944	166,802	1,995,023	6,000	85,081	7,593,642
障がい者支援課	20,714,457	19,509,309	1,205,148	1,946,352		578,698	18,189,407
医療政策課	7,327,107	8,000,857	−673,750	3,504,472		1,789,307	2,033,328
国保・ 高齢者医療課	47,791,883	51,244,927	−3,453,044			34,968	47,756,915
健康づくり推進課	2,914,237	3,967,607	−1,053,370	1,361,068		197,339	1,355,830
薬務衛生課	181,008	183,346	−2,338	16,893		58,863	105,252
一般会計合計	166,329,058	169,811,406	−3,482,348	25,365,141	506,000	7,602,161	132,855,756

母子父子寡婦福祉資金特別会計

子ども家庭福祉課	123,926	101,583	22,343			123,926	

国民健康保険事業特別会計

国保・ 高齢者医療課	192,391,142		192,391,142	63,558,650		128,832,492	

総　合　計	358,844,126	169,912,989	188,931,137	88,923,791	506,000	136,558,579	132,855,756